

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年 2月 26日 宮崎地方法務局 登記官 須賀 信一郎
記



1 手続番号

第3500-2024-0023号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

宮崎市清武町加納字西迫乙585番